2　共済契約その他連合会の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引は除いて記載すること。
3　「取引の種類」欄は、貸付金、未収金及び未払金等債権・債務の内容が正確にわかるよう記載すること。
4　「当期取引額」欄は、当期発生した取引額を記載すること。
5　取引により発生した債権又は債務につき、期末に残高がある場合には、「当期首残高」、「当期末残高」及び「当期増減（△）額」欄について記載すること。
6　期末に債権及び債務の残高がない場合には、「当期首残高」、「当期末残高」及び「当期増減（△）額」欄は除いて記載すること。
7　債務保証、手形裏書を行っている場合は、「取引金額」欄に見返額を記載すること。
8　経営管理委員、理事又は監事が第三者のためにする取引及び第三者との間の取引で連合会と経営管理委員、理事又は監事との利益が相反するものについては、当該経営管理委員、理事又は監事の役名及び氏名を掲記し、その下に当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の取引額を行を改めて記載すること。また、当該経営管理委員、理事又は監事と当該第三者との関係を「摘要」欄に記載すること。
9　重要な増減がある場合は、その理由を「摘要」欄に記載すること。

(4)　(略)

第７～第12　(略)

第13　監査報告

（記載上の注意）

法第36条第５項の規定に基づき、監事から提出された監査報告の写しを添付すること。

別紙様式第10号(1)（第202条第３項第５号関係）

(略)

目　　次

第１～第５　(略)
第６　附属明細書
1　計算書類に関する事項
(1)～(5)　(略)
（削る）
(7)・(8)　(略)
2　事業概況書に関する事項
(1)・(2)　(略)
(3)　役員との取引
(4)　(略)
第７～第13　(略)
（記載上の注意）　(略)
第１～第５　(略)
第６　附属明細書

(略)

(3)　(略)

第７～第12　(略)

第13　監査報告

（記載上の注意）

法第36条第５項の規定に基づき、監事から提出された監査報告（法第37条の２第３項に規定する会計監査人設置組合にあっては、監事から提出された監査報告のほか、会計監査人から提出された会計監査報告）の写しを添付すること。

別紙様式第10号(1)（第202条第３項第５号関係）

(略)

目　　次

第１～第５　(略)
第６　附属明細書
1　計算書類に関する事項
(1)～(5)　(略)
(7)　役員との取引
(8)・(9)　(略)
2　事業概況書に関する事項
(1)・(2)　(略)
（新設）
(3)　(略)
第７～第13　(略)
（記載上の注意）　(略)
第１～第５　(略)
第６　附属明細書

(略)